

愛知県 L P ガス 価格高騰対策支援金
(第 6 期)
Q & A

令和 8 年 9 月 1 0 日
一般社団法人愛知県 L P ガス協会

目次

1	基本事項	3
2	値引き額について	5
3	値引き対象期間について	6
4	値引きの対象について	7
5	支援金交付申請について	9
6	値引きの周知、明示について	10
7	実績報告について	11
8	抽出検査について	11
	交付要領	13
	誓約事項等同意書	20

1 基本事項

(1) 第6期事業の目的や趣旨は。

A.第1～5期事業と同様に、電気・都市ガス料金の負担軽減策を国が実施している中、愛知県内の約90万世帯等が使用しているLPガスについても、引き続き、その料金が高騰していることを受け、一般消費者等の負担軽減を目的に実施するものです。

(2) 本事業には必ず参加しなければならないのか。

A.本事業は、LPガス業界が国等に要望して実施に至ったものです。愛知県内の一般消費者等のLPガス価格高騰の負担軽減を図るため、できる限り多くのLPガス販売事業者のご参加をお願いします。

(3) 事業の今後のスケジュールは。

A.事務局は一般社団法人愛知県LPガス協会ですが、支援金センターを独自に開設（外部委託）し、支援金事務を行います。

2026年9月10日 協会ホームページ支援金特設ページ開設
支援金センター開設
交付申請受付の開始（9月25日まで）

2026年10月、11月 販売事業者による値引きの実施
（10月検針分又は11月検針分のいずれかのガス料金から値引き）

2026年11月～12月 実績報告書の受付

2026年12月～1月 根拠書類の提出、審査後に支援金支払

(4) 第1～5期事業と違う点は何か。

A.一般消費者等のLPガス料金を値引いていただき、販売事業者にその原資を補助するスキームは変更ありませんが、以下の点が変更点です。

①支援金の金額

6期事業：1消費者等1契約につき上限700円（税抜）

5期事業：1消費者等1契約につき上限2,250円（税抜）×2回

4期事業：1消費者等1契約につき上限600円（税抜）

3期事業：1消費者等1契約につき上限1,600円（税抜）

2期事業：1消費者等1契約につき上限1,000円（税抜）

1 期事業：1 消費者等 1 契約につき上限 2,000 円（税抜）

②協力金の金額

- 6 期事業：一律 10,000 円（税抜）+ 100 円（税抜）×
消費者等数（上限 10,000 戸）、最大 1,010,000 円（税抜）**
- 5 期事業：一律 10,000 円（税抜）+ 100 円（税抜）×
消費者等数（上限 10,000 戸）、最大 1,010,000 円（税抜）
- 4 期事業：一律 10,000 円（税抜）+ 100 円（税抜）×
消費者等数（上限 10,000 戸）、最大 1,010,000 円（税抜）
- 3 期事業：一律 10,000 円（税抜）+ 100 円（税抜）×
消費者等数（上限 10,000 戸）、最大 1,010,000 円（税抜）
- 2 期事業：一律 10,000 円（税抜）+ 100 円（税抜）×
消費者等数（上限 10,000 戸）、最大 1,010,000 円（税抜）
- 1 期事業：一律 10,000 円（税抜）+ 50 円（税抜）×
消費者等数（上限 600 戸）、最大 40,000 円（税抜）

③ガス料金値引き期間

- 6 期事業：令和 8 年 10 月分又は 11 月分検針分のガス料金から値引き、1 回限り**
- 5 期事業：令和 8 年 5 月分及び 6 月分検針分のガス料金から値引き、2 回限り
- 4 期事業：令和 7 年 10 月分又は 11 月分検針分のガス料金から値引き、1 回限り
- 3 期事業：令和 7 年 6 月分又は 7 月分検針分のガス料金から値引き、1 回限り
- 2 期事業：令和 6 年 5 月分又は 6 月分検針分のガス料金から値引き、1 回限り
- 1 期事業：原則、令和 5 年 5 月のガス料金、但し 2 か月にわたっての値引きも可

④事業への参加、交付申請手続きの簡素化

- 6 期事業：第 5 期事業に参加された事業者へ登録済みの情報を印字した参加確認書を送付することにより、手続きを簡素化**
- 5 期事業：交付申請書に添付書類を添え提出
※ただし、第 5 期事業から新たに事業に参加する事業者は交付申請手続きが必要。
- 4 期事業：第 1～3 期事業に参加された事業者へ登録済みの情報を印字した参加確認書を送付することにより、手続きを簡素化
- 3 期事業：第 1、2 期事業に参加された事業者へ登録済みの情報を印字した参加確認書を送付することにより、手続きを簡素化

- 2期事業：1期事業に参加された事業者へ登録済の情報を印字した参加確認書を送付することにより、手続きを簡素化
- 1期事業：交付申請書に添付書類を添え提出

2 値引き額について

(1) 値引き額700円は、どのような考え方に基づいているのか。

A. 700円の考え方の根拠としては、

価格高騰分として、一般財団法人石油情報センターが公表している、2026年3月から5月まで(直近3か月)の10m³当たりの平均単価9,113円と、2022年度同時期(2023年3月から5月)における10m³当たりの平均単価8,863円の差額である250円について、国の都市ガスにおける支援対象期間である3か月分を積み上げ、700円としています。

(2) 値引きは、消費税課税前か、課税後か。(値引きのイメージ)

A. 値引きは、消費税課税前の元値から行う。値引き後に課税し、請求額を算出します。 * 支援金は、非課税のため、支援金分の預かり消費税はなく消費税納税も発生しません。

(例) 値引き前：税抜き5,000円(税込5,500円)の場合

5,000円(元値) - 700円(値引き分) = 4,300円

4,300円 × 1.1(消費税) = 4,730円

消費者への請求額(値引き後) : 4,730円

(3) 支援金は税抜き金額とのことだが、それでは消費税分は事業者の負担となるのではないか。

A. 本支援金は、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け、役務の提供にあらず、課税の対象とならないもの(非課税)です。

したがって、支援金には消費税は課税されず消費税は発生しませんので、事業者の負担は、ありません。

なお、会計処理上の取扱については、公認会計士、税理士にご確認ください。

(4) 支援金は税抜き金額とのことだが、顧客への請求書は、消費税込みの総額表示となっており、値引き額の表示が、税抜きの値引き額（支援金額）とは異なる金額表示となるが、それでいいか。消費者へ値引き額を、770円と表示することはいいか。

A. システム上など、やむを得ない場合は、それも可とする。ただし、支援金額は、消費税に相当する金額を除いた金額（1／1.1）となる。

3 値引き対象期間について

(1) 値引きの期間は、どのような考え方か。

A. 値引きは、令和8年（2026年）10月又は11月の検針分のいずれかのガス料金（消費税課税前）から700円を上限に行っていただきます。（1消費者等につき1回限り）2か月にわたっての値引きは認められません（1か月分のみが補助対象）ので、ご注意ください。

(2) 700円の値引きが、「令和8年（2026年）10月又は11月の検針分のいずれかのガス料金（消費税課税前）」からの値引きが補助対象ということだが、当該月の料金が700円に満たない場合の扱いは。

A. 700円は上限であり、10月又は11月の検針分のいずれかのガス料金が700円未満の場合は、700円未満の値引きとなります。なお、2か月にわたっての値引きは認められません（1か月分のみが補助対象）ので、ご注意ください。

(3) 値引きは、「10月又は11月の検針分のいずれかのガス料金（消費税課税前）」とことが、A消費者は10月検針分、B消費者は11月検針分と値引き月が消費者によって異なってもよいか。

A. お見込のとおり、それぞれ補助対象です。

(4) 値引き対象期間に合わせた恣意的な値上げは認めないとあるが、対象期間は一切のLPガス料金の値上げをしてはいけないのか。

A. 調達価格の上昇などを理由とする値上げは行っていただいても差し支えありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、恣意的な値上げと捉えられる場合もあります。

4 値引きの対象について

(1) 値引きの対象者は。

A.液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等、愛知県内でL P ガスを使用する者になります。

- ・ 体積販売で供給されている者を対象とし質量販売については対象外となります。
- ・ 国又は地方公共団体が管理する事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）は、対象外となります。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設は値引きの対象となります。

(2) 体積販売に限定し、質量販売を対象外とする理由は。

A.質量販売については、キャンピングカー、キッチンカーなど移動可能な設備で利用できるため使用場所を愛知県内に特定することが困難なこと、また支援対象期間における使用量の把握が困難なため対象外としています。

(3) 愛知県内でL P ガスを使用する者というのは、メーター住所と消費者（契約者）の住所のどちらのことか。

A.愛知県内にL P ガスを使用する住所（ガスメーター設置住所）が対象であり、消費者住所は、県内、県外を問いません（学生、単身赴任者など）。

(4) 事業所が県外にある販売事業者であるが、愛知県内の一般消費者等の値引きをした場合は本事業の対象になるのか。

A.愛知県内の一般消費者等の値引きを行っていただいた販売事業者が対象となり、事業所が他県にある場合や、販売登録が国や他県の場合でも対象になります。

(5) 使用量が0 m³、利用実績が無い場合は支援の対象になるのか。

A.ガスメーターが閉栓中である場合は、基本料金が発生しませんので対象外です。使用量が0 m³でも、開栓中の場合は対象となります。

(6) 使用量が少なく基本料金も少額で請求金額が700円未満の場合も値引き対象か。

A.基本料金+従量料金+設備料金の合計が、700円未満の場合は、その金額を限度

に値引きをお願いします。

(7) LP ガス料金（基本料金、従量料金、設備料金）の合計から、上限 7 0 0 円を値引きすることとして良いか。

A. お見込みのとおり、省令改正後、ガス料金として直接関係のない設備費用については、原則計上禁止であることから、万が一、関係のない料金が含有されている場合は、当該金額を含めて値引きすることはできないと解されるが、当該省令の改正内容に抵触しない設備料金であれば、含有した状態の合計金額から値引きをすることも差し支えないと解されます。

(8) 一つの住宅（建物）に複数メーターがある場合は、それぞれ対象になるのか。

A. 2 世帯住宅など、同敷地内であっても、世帯ごとにガスメーターを有し、契約を行ってれば、それぞれの世帯が値引き対象となります。

(9) 事業所などで使用される L P ガスも本事業の対象に含まれるのか。

A. 本事業の対象は、液化石油ガス法第 2 条第 2 項で規定される一般消費者等であり、事業所が使用する場合であっても、用途が、冷暖房用や飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用など、液化石油ガス法の一般消費者等に該当するものであれば対象になります。

(10) 居住棟とビニールハウス等の別棟が存在し、それぞれ別契約し、それぞれのメーターで計測している場合、値引き対象はどうなるか。

A. 検針票が発行されているガスメーターごとに、値引きの対象となります。ただし、農作物の栽培のための冷暖房については、液化石油ガス法における一般消費者等に含まれないため、それぞれの契約について、値引き対象となるかご確認ください。

(11) 別荘等でたとえば 1 0 月又は 1 1 月に L P ガスを使用しない場合も対象となるか

A. 事業実施期間（1 0 月又は 1 1 月）の間に開栓されていれば、対象となります。

(12) 不良債権需要家（料金滞納者）の滞納ガス料金への充当は、可能か。

A. 充当は、できません。

(13) コミュニティガス（旧簡易ガス）は対象になるのか。

A.対象になります。

(14) 登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは何か必要か。

A.今回の値引きについても、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。 ※詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課(052-951-2820)までお問い合わせください。

5 支援金交付申請について

(1) 交付申請書提出時と実績報告時で、対象世帯数に差が出て問題ないか。

A.多少の増減であれば問題ありません。交付申請書提出時は、見込みの対象件数で構いません。対象件数が大きく異なる場合（20%程度）は、原則、変更申請を提出願います。

(2) 愛知県内に営業所等が複数あるが、申請単位は、営業所等の単位でいいか。

A.県内に本社がある場合は、本社からの一括申請をお願いします。
ただし、システム上などの都合がある場合は、申請単位の分割も認めます。
なお、協力金（最大 1,010,000 円）については、会社単位での交付となります。

(3) 支援金の交付申請書送付をしたが、交付決定までにどのくらいの期間を要するのか。
また、交付申請をしても、交付決定がなされない場合はあるのか。

A.原則、速やかに交付決定をいたします。申請書到達から交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日としていますが、迅速に処理するよう努めます。
また、支援金対象者の要件を満たしていれば、交付決定されます。

6 値引きの周知、明示について

(1) 一般消費者等への値引きの明示方法はどのように行うべきか。

A.検針票や請求書、別紙などにより、次のことを明示してください。

① 「愛知県LPガス価格高騰対策支援金」による値引きであることの明示

【記載例】料金の内訳欄等に「愛知県LPガス価格高騰対策支援金による値引き」、「愛知県LPガス価格高騰支援金による」、「愛知県LPガス支援金による」と明示するなど（システム上、字数制限がある場合の例）

②値引き額の明示 【基本料金、従量料金等の合計額から値引き額を差し引いて値引きを行う場合】料金の内訳欄等に値引き額として「700円」と明示するなど

(2) 自社独自の値引きを既に実施しており、それに愛知県事業分の値引きを追加することになるが、システムの都合上値引きの内訳を表示できない。対応はどのようにしたら良いか。

A.愛知県の支援金による値引きであることを明示いただく必要があります。検針票にスペースの都合上その旨表示ができない場合は、別紙を用意するなど何らかの方法での対応をお願いします。

(3) 顧客への請求書は、消費税込みの総額表示となっており、値引き額の表示が、税抜きの値引き額（支援金額）とは異なる金額表示となるが、それでいいか。

A.システム上など、やむを得ない場合は、それも可とする。ただし、支援金額は、消費税に相当する金額を除いた金額（1／1.1）となります。

(4) 本支援金による値引きについて、愛知県、協会では一般消費者等(値引き対象者)への周知はどのように行われるのか。

A.本事業（支援金）については、愛知県広報、県のホームページ、愛知県LPガス協会ホームページ等で周知を行います。また、事業者から消費者へは支援金センター作成の「LPガス使用者向けご案内チラシ」などを使用して、周知を行ってください。また、事業者が独自の通知を行っていただいても差し支えありません。

※LPガス販売事業者には、検針票・請求書・案内文書等への記載により、県民の皆さまに愛知県の支援金による値引きが実施されていることが分かるようにお知らせをお願いします。

※「値引きの周知」と「値引き額の明示」を1つの書類（検針票など）で同時に実施することも可能です。

7 実績報告について

(1) 販売業者の事務が煩雑な部分がある。実績報告書の添付書類である一覧表等などは省略できないのか。

A. 支援金を支払う上で根拠資料の確認が必要となります。最小限のものとしておりますので、ご協力のほどお願いします。

(2) 実績報告書の添付書類（一覧表等）の記載事項として、「値引き前の金額」「値引き後の金額」があるが、システム上、どちらかのみの記載しか対応できないが、どうすべきか。

A. 「値引き前の金額」又は「値引き後の金額」どちらかの記載をお願いします。なお、値引き額の記載は、必須となります。

(3) 実績報告書の添付書類（一覧表等）の記載事項として、「値引き額」のほか「値引き前の金額」又は「値引き後の金額」の記載が必要とのことだが、その理由は。

A. 値引き月のガス料金が支援金値引き後にマイナスになっていないか確認するためです。ご理解願います。マイナス分を翌月に繰り越す場合、翌月分は補助対象外となります。

(4) 実績報告書の提出が、膨大な事務処理のため提出期限に間に合わないが、どうしたらよいか。

A. 提出期限までに間に合わないことが想定される場合は、提出期限前に支援金センターにご相談ください。

8 抽出検査について

(1) 検針伝票等、事業者控えが残らない場合(web 明細等)値引きの事実はどう確認するのか。

A. 値引き額を明示した検針伝票の写真、検針データを取り込んだシステムの値引き額が確認できるスクリーンショットなどを提出いただき、確認をさせていただきます。

(2) システムの改修が出来ず、値引き額の明示ができない場合、値引きの事実はどう確認するのか。

A. 検針伝票（値引き前）プラス値引き額を明示した別紙、又は検針データを取り込んだ

だシステムの値引き額が確認できるスクリーンショット等で確認させていただきます

愛知県ＬＰガス価格高騰対策支援事業費補助金（第６期）交付要領

制定 令和８年９月10日

発行人 一般社団法人愛知県ＬＰガス協会

（通則）

第１条 愛知県ＬＰガス価格高騰対策支援事業費補助金（第６期）（以下「補助金」という。）の交付については、愛知県補助金等交付規則（昭和５５年愛知県規則第８号。以下「規則」という。）愛知県ＬＰガス価格高騰対策支援事業費補助金（第６期）交付要綱（令和８年９月中制定予定、以下「要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第２条 この要領において、「協会」「値引き実施者」とは、次の各号の定めるところによる。

- （１）「協会」とは、愛知県ＬＰガス価格高騰対策支援事業費補助金（第６期）の補助事業者である一般社団法人愛知県ＬＰガス協会をいう。
- （２）「値引き実施者」とは、第６条第１項の規定に基づく参加受理の通知又は交付決定の通知を受けた者をいう。
- （３）「第１期」とは、愛知県ＬＰガス価格高騰対策支援金交付要領（令和５年７月３日付け）に基づき実施した支援金事業をいう。
- （４）「第２期」とは、愛知県ＬＰガス価格高騰対策支援金交付要領（令和６年４月９日付け）に基づき実施した支援金事業をいう。
- （５）「第３期」とは、愛知県ＬＰガス価格高騰対策支援金交付要領（令和７年４月２８日付け）に基づき実施した支援金事業をいう。
- （６）「第４期」とは、愛知県ＬＰガス価格高騰対策支援金交付要領（令和７年９月２日付け）に基づき実施した支援金事業をいう。
- （７）「第５期」とは、愛知県ＬＰガス価格高騰対策支援金交付要領（令和８年３月３０日付け）に基づき実施した支援金事業をいう。

（交付の目的）

第３条 本事業は、愛知県が指定する値引き単価に応じた値引きを行ったＬＰガスの販売事業者に対して、その値引き原資等を支援することにより、ＬＰガス価格の上昇により影響を受けている一般消費者等の負担を直接的に軽減することを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第4条 協会は、令和8年10月検針分又は11月検針分のいずれかのガス料金の値引き実施者に対して、L P ガス料金の値引き原資等として、要綱に基づき愛知県から受けた交付決定額の範囲内で支援金を交付する。

2 値引きの対象は、愛知県内でL P ガスを消費する一般消費者等（体積販売に限る。）であって、国又は地方公共団体が管理する事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）は除く。

3 交付対象経費及び交付率は別表のとおりとする。

(参加の確認、交付の申請)

第5条 L P ガスの販売事業者が支援金の交付を受けようとするときは、様式第1による支援金交付申請書（以下「申請書」という。）に支援金センターが定める書類を添えて、支援金センターに提出しなければならない。

(参加受理の通知、交付決定の通知)

第6条 支援金センターは、第5条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、参加受理又は交付決定を行い、様式第2-1による支援金参加受理通知書又は様式第2-2による支援金交付決定通知書を値引き実施者に送付するものとする。

2 第5条の規定による申請書が到達してから、参加確認に係る前項による参加受理又は当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 支援金センターは、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 値引き実施者は、支援金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に支援金センターに書面をもって申し出なければならない。

(支援金の経理等)

第8条 値引き実施者は、支援金の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 値引き実施者は、前項の帳簿及び証拠書類を支援金の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第9条 値引き実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を支援金センターに提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）値引き対象件数が大幅に増加することにより、支援金交付見込額を上回るおそれがあるとき
- （2）支援金の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- （3）支援金の全部又は一部を他に承継させようとするとき
- （4）破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）

- 2 支援金センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ参加受理又は交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

- 3 値引き実施者は、第1項各号以外の事項を変更する場合は、あらかじめ支援金センターに連絡しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第10条 値引き実施者は、第6条第1項の規定に基づく参加受理又は交付決定によって生じる権利の全部又は一部を支援金センターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事故の報告）

第11条 値引き実施者は、支援金による値引きの実施が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は支援金による値引きの実施が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を支援金センターに提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 値引き実施者は、支援金による値引きの実施が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日までに様式第5による実績報告書兼精算払請求書を支援金センターに提出しなければならない。

- 2 支援金センターは、値引き実施者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、支援金センターは期限について猶予することができる。
- 3 値引き実施者は、第1項の実績報告を行うに当たって、その証拠となる書類を整理し、当該報告に係る年度の終了後5年間保存しなければならない。

（支援金の額の確定等）

- 第13条 支援金センターは、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る支援金による値引きの実施結果が支援金の交付決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、様式第6により確定された支援金の額を値引き実施者に通知するものとする。なお、帳簿類の調査ができない場合等、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該支援金に係る金額は交付の対象とならない。
- 2 協会又は支援金センターは、支援金の適正な遂行のため必要があると認めたときは、現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、値引き実施者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（支援金の支払）

- 第14条 支援金センターは、前条第1項の規定により交付すべき支援金の額を確定した後に、速やかに支払うものとする。

（是正のための措置）

- 第15条 協会又は支援金センターは、支援金の適切な遂行のため必要があると認めたときは、値引き実施者に対し、支援金に関し報告を求め、又は、値引き実施者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、値引き実施者は協力するものとする。

（参加受理、交付決定の取消し等）

- 第16条 支援金センターは、第9条第1項第2号の支援金の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の参加受理、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 値引き実施者が、規則、本要領に基づく支援金センターの処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 値引き実施者が、支援金を支援金以外の用途に使用した場合
- (3) 値引き実施者が、支援金に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 値引き実施者が、参加受理又は交付の決定後生じた事情の変更等により、支援金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 値引き実施者が、支援金実施期間の終了までに支援金を完了しなかった場合
- (6) 値引き実施者が、第12条第1項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合
- (7) 値引き実施者が、別紙1「誓約事項等 同意書」に違反した場合

2 支援金センターは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 支援金センターは、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(愛知県等による実地検査)

第17条 支援金の交付後、愛知県又は協会は、値引き実施者に対し、支援金に関して予告なく実地検査を実施することができる。当該実地検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、値引き実施者はこれに必ず従うものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第18条 値引き実施者は、支援金の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、支援金の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいしてはならない。

2 値引き実施者は、支援金の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。値引き実施

者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も値引き実施者による違反行為とみなす。

- 3 本条の規定は支援金による値引き完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（値引き実施者情報の変更）

第19条 値引き実施者は、支援金センターに報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに支援金センターに届け出るものとする。

（誓約事項及び同意事項）

第20条 値引き実施者は、別紙1について支援金の交付申請前に確認し、交付申請書の提出をもってこれに誓約又は同意したものとする。

(その他)

第21条 支援金センターは、本要領に定めるもののほか、支援金の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

2 協会又は支援金センターは、値引き実施者に対し、本要領に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

1 この要領は、令和8年9月10日から施行し、同日から適用する。

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要領の失効前に交付決定した支援金については、前項の規定にかかわらず同日以降も、なおその効力を有する。

別 表

支援金交付対象 経費の区分	内 容	交付率
事業費 (値引き原資)	700円×値引きを行った一般消費者等数の範囲内で交付する。(令和8年10月又は11月)	10 分 の 10 以内
事務費 (値引き実施 者への協力金)	10,000円に加え、100円×値引きを行った一般消費者等数(最大10,000戸)の範囲内で交付する。	10 分 の 10 以内

別 紙 1

愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 6 期） 誓約事項等同意書

当社は、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 6 期）（以下「本支援金」という。）における L P ガスの販売事業者としての参加確認又は交付申請にあたり、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 6 期）交付要領（以下「要領」という。）を確認し、内容を理解しました。

特に、次に記す誓約事項について遵守できなかった場合は、本支援金の実施に係る費用（以下「事業費」という。）の一部又は全部が受領できなくなることに加え、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることを同意のうえ、申請いたします。

本支援金について、以下の点を確認し同意いたします。

- 不正な支援金の参加確認、交付申請防止に係る誓約事項（別記 1）
- 反社会的勢力排除に係る誓約事項（別記 2）
- 個人情報の取り扱いに係る同意事項（別記 3）
- 支援金事業の遂行上の課題・懸念等に対して協会又は支援金センターに事前報告し、その決定事項に最大限協力すること
- 要領及び協会又は支援金センターからの指示に従うこと

別 記 1

不正な支援金の参加確認、交付申請防止に係る誓約事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 当社は、愛知県及び協会の求めに応じ、適切な L P ガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。
- （２） 当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性があるとして協会及び支援金センターが判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- （３） 当社は、上記に該当する他、不正な支援金の申請及び受領が発生しないよう、愛知県及び協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに

同意します。

- (4) 当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求 ※1、不適切な行為 ※2 等を行いません。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈与その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 支援金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定され
ていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

別 記2

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請をするに当たって、また支援金の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

- 目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
- ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

別 記3

L P ガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

協会及び支援金センターは、本支援金の実施に必要な範囲で、L P ガスの販売業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、協会及び支援金センターは、L P ガスの販売業者が提供する情報を事業の終了年度後5年間保存し、協会及び支援金センター業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、協会、支援金センター及び愛知県等は、L P ガスの販売業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。